

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除（漁業協同組合等関係）	
税 目	所得税・法人税（措法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11）	
要 望 の 内 容	<p>漁業協同組合等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の 2 年延長。                  [現行制度]                  (1) 対象者：                  漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会                  (2) 対象設備：                  全ての機械・装置、特定の器具・備品及び一定のソフトウェア                  (3) 特例措置：                  30%の特別償却又は 7%の税額控除の適用が選択可能                  (4) 取得価格：                  機械・装置は 1 設備 160 万円以上                  器具・備品は 1 設備 120 万円以上                  ソフトウェアは 1 ソフトウェア 70 万円以上</p>	
容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲132,200 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>健全な地域社会を形成・維持していくためには、地域経済を担う水産業及び関連産業の活性化が必要である。このため、漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業等の体質強化を図り、地域経済の活性化及び漁業経営の安定を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>魚価の低迷や漁業者の減少、燃油・資材価格の上昇による生産流通コストの上昇等水産業を巡る情勢は厳しいものとなっている。こうした状況の中、地域経済の活性化及び漁業経営の安定を実現するためには、漁協等による設備の近代化及び合理化を通じ、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進めることが重要であり、幅広い機器等が対象で、広範に投資促進効果のある本特例措置の延長が必要である。</p>	
	今回の要望に関連する	合理性
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>漁業経営の安定</p>
	政策の達成目標	<p>水産業等の体質強化</p> <p>他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成26年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ

		政策目標の達成状況	本特例措置の下、漁業協同組合等により約 30 億円（平成 22 年度）の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。																												
有効性		要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度 (見込)</th> <th>24 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数 (組合)</td> <td>2,562</td> <td>2,434</td> <td>2,353</td> <td>2,270</td> <td>2,224</td> <td>2,139</td> <td>2,054</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>134</td> <td>155</td> <td>117</td> <td>162</td> <td>68</td> <td>116</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table>					区分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 (見込)	24 年度 (見込)	対象者数 (組合)	2,562	2,434	2,353	2,270	2,224	2,139	2,054	適用件数 (組合)	134	155	117	162	68	116	115
	区分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 (見込)	24 年度 (見込)																							
対象者数 (組合)	2,562	2,434	2,353	2,270	2,224	2,139	2,054																								
適用件数 (組合)	134	155	117	162	68	116	115																								
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	魚価の低迷等水産業を巡る厳しい状況の中、漁業協同組合等による機械等に対する投資を通じ、水産業等の体質強化に貢献しており、本特例措置は有効な手段である。																												
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																												
		予算上の措置等の要求内容及び金額	本特例措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等予算上の措置等はない。																												
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																												
		要望の措置の妥当性	投資を通じた地域経済の活性化及び漁業経営の安定を図るためには、対象者を特定しない本特例措置による対応が効率的かつ効果的である。																												
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>117</td> <td>162</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>243</td> <td>280</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table>				20 年度	21 年度	22 年度	適用件数 (組合)	117	162	68	減収額 (百万円)	243	280	82														
		20 年度	21 年度	22 年度																											
適用件数 (組合)	117	162	68																												
減収額 (百万円)	243	280	82																												
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置により、漁業協同組合等による機械等に対する投資促進が図られ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>(本特例措置を受けた投資額)</p> <p>平成 19 年度 4,275 百万円 平成 20 年度 5,399 百万円  平成 21 年度 6,168 百万円 平成 22 年度 3,014 百万円</p>																													

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な農林漁業・関連産業の育成</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の災害や燃油価格の上昇等により、その体質強化は十分に進んでいないことから、引き続き本特例措置により設備投資の促進を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年 適用期限ごとに延長。</p>